

令和4年度 明石市「あかしの福祉の好事例」募集要領

1 目的

介護及び障害福祉施設等で実施された、「利用者支援の充実」や「職員の職場環境の向上」に向けた取り組みの好事例を公募し、事例集を作成・公表することで、市内の福祉施設等で働く職員がともに学びあい、ともに質の向上への取り組みに挑戦する風土を醸成し、福祉サービスの質の向上を目指します。

また、好事例を広く公表し、求職者等に福祉の仕事を知ってもらうことにより、福祉人材の確保につながることを期待します。

2 応募資格

明石市内に所在する別表1に掲げる事業を行っている施設・事業所を対象とします。

3 募集内容

『福祉職場で実施した好事例（「利用者支援の充実」や「職員の職場環境の向上」に向けた取り組み）について』

申込み時点で、「利用者支援の充実」や「職員の職場環境の向上」に寄与しているものであれば、応募することができます。

募集テーマは、以下のとおりとします。（複数選択可）

- (1) 利用者への虐待防止（虐待防止）※（）内は略。(12)まで同じ。
- (2) 利用者への相談体制の充実（相談体制の充実）
- (3) 認知症高齢者へのケアの充実（認知症高齢者へのケア）
- (4) 利用者ニーズへの対応（利用者ニーズ）
- (5) 利用者家族ニーズへの対応（利用者家族ニーズ）
- (6) 利用者の健康維持・介護認定区分維持、改善（健康維持など）
- (7) 利用者の自立支援への取り組み（自立支援）
- (8) 利用者が生き生き生活できるための取り組み（利用者生き生き支援）
- (9) 新型コロナウイルス感染症防止の取り組み（新型コロナウイルス感染防止）
- (10) 職員の人材育成（人材育成）
- (11) 職員の離職防止・定着支援（離職防止・定着支援）
- (12) 業務の効率化（業務の効率化）
- (13) 職員が生き生き働けるための取り組み（職員生き生き支援）
- (14) 職員採用が増えるための取り組み（職員採用）
- (15) 福祉職場のイメージアップ（イメージアップ）
- (16) 地域との連携（地域との連携）
- (17) その他

4 募集期間 令和4年12月19日（月）～令和5年2月28日（火）

5 募集方法

- (1) 『令和4年度 明石市「あかしの福祉の好事例」 申込書』及び『令和4年度 明石市「あかしの福祉の好事例」 要約書』を、ワードデータにて下記提出先に送付してください。

提出先： 明石市福祉局施設整備・人材育成室

メールアドレス：jinzaiikusei@city.akashi.lg.jp

◆受信確認ができましたら、1週間以内（土日・祝・年末年始を除く）に、その旨をメール返信にて連絡させていただきます。応募したにも関わらず受信確認メールが届かない場合は、施設整備・人材育成室（電話 918-5262）までご連絡ください。

- (2) 注意事項

◆所定の様式に記入していただきます。

◆要約書はすべて10.5ポイントで記入していただきます。

◆提出いただいた要約書は、「あかしの福祉の好事例集」として、公表（市HPへの掲載など）します。一般公開されますので、利用者などの個人情報を特定できるような情報が

ないか、誤字脱字はないか等、十分な注意をお願いします。なお、好事例に尽力した、職員の個人名などを記載することは、問題ありませんが、施設・事業所の長が責任をもって、ご本人に承諾を得てください。また、提出された要約書を、修正いただく場合があります。「あかしの福祉の好事例集」として掲載される際のイメージも添付しますので、要約書作成の参考にしてください。

- ◆各項目の縦の幅は変更可能です。また、必要に応じ、写真やグラフ等を要約書に張り付けていただくことも可能ですが、全ての内容が原則A4サイズ2枚に収まるよう作成してください。なお、写真等は、要約書内、「取組内容の要旨」の各項目の枠内に張り付けてください。

また、要約書が2枚を超える場合は、事前に、施設整備・人材育成室（電話 918-5262）までご連絡ください。

なお、利用者や職員が映っている写真を使用する場合、施設・事業所の長が責任をもって、ご本人、ご家族等の承諾を得てください。

- ◆施設紹介等は最小限にとどめてください。（取組内容を中心に記入してください。）
- ◆要約書は、好事例を実施した目的・ねらい・過程などがわかるような内容にしてください。また、好事例に至るまでの、失敗事例があると、さらに他の事業所が挑戦する際の有益な参考情報となりますので、是非、ご記入ください。

6 問い合わせ先

〒673-8686

明石市中崎1丁目5番1号

明石市福祉局施設整備・人材育成室

電話：078-918-5262

ファクス：078-918-5196

メール：jinzaiikusei@city.akashi.lg.jp

別表1

- | |
|--|
| ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス事業 |
| イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業 |
| ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業 |
| エ 法第8条第26項に規定する施設サービスを行う事業 |
| オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業 |
| カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業 |
| キ 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業 |
| ク 明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月28日制定）第3条第1項第1号ア、ウ及びオからキまでに掲げる事業 |
| ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業 |
| コ 障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業 |
| サ 障害者総合支援法第77条第1項に規定する地域生活支援事業又は同条第3項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業 |
| シ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業 |
| ス 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業 |
| セ 明石市障害者小規模通所施設運営補助金交付要綱（昭和63年3月29日制定）第2条第1号に規定する障害者小規模通所事業 |